

小田原市監査委員公表第1号

令和4年10月26日付け監査第150号の監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。</p>	<p>施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>

2	<p>財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。</p> <p>所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っているとのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>当該組合との共有地については南足柄市の名寄帳が整理されていないため、登記簿謄本を取得し、疑義が指摘されていた土地について調査を行い、別紙のとおり整理しました。</p> <p>(別紙略)</p>
---	---	---

小田原市監査委員公表第2号

令和4年10月26日付け監査第151号の監査結果に基づき小田原市大窪財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていないかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。</p>	<p>施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>

小田原市監査委員公表第3号

令和4年10月26日付け監査第152号の監査結果に基づき小田原市早川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていないかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。</p>	<p>施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>

小田原市監査委員公表第4号

令和4年10月26日付け監査第153号の監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	分収造林地内の収益等の分収金の算出にあたり、収入にあつては、売払代価に225,574円の漏れがあつたほか補助金収入3,801,000円を算入しておらず、また、収入から差引くべき伐採運搬等の費用7,356,891円を差し引いていない結果、分収金を999,095円過払いしていた。分収金の算出・支払は、分収造林契約書に基づき正確に行う必要がある。	分収金について正しく算定し直し、過払い分を令和5年2月10日までに納入するよう小田原市外二ヶ市町組合へ請求いたしました。
2	施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の	施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）

情報なども併せて財産台帳により一体的に管理すべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載すべきである。

小田原市監査委員公表第5号

令和4年10月26日付け監査第154号の監査結果に基づき小田原市桜井財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合、南足柄市外四カ市町組合及び南足柄市外五カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。</p> <p>所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っているとのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>当該組合との共有地については南足柄市の名寄帳が整理されていないため、登記簿謄本を取得し、疑義が指摘されていた土地について調査を行い、別紙のとおり整理しました。</p> <p>(別紙略)</p>

小田原市監査委員公表第6号

令和4年10月26日付け監査第155号の監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていないかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。</p>	<p>施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>

2	<p>財産台帳において、南足柄市外四カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。</p> <p>所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っているとのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>当該組合との共有地については南足柄市の名寄帳が整理されていないため、登記簿謄本を取得し、疑義が指摘されていた土地について調査を行い、別紙のとおり整理しました。</p> <p>(別紙略)</p>
---	--	---

小田原市監査委員公表第7号

令和4年10月26日付け監査第156号の監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていないかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。</p>	<p>施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>

小田原市監査委員公表第8号

令和4年10月26日付け監査第158号の監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	令和3年度予算の補正について、当該年度が終了した令和4年5月18日に開催された財産区議会で議決を得て行っていた。予算の補正は当該会計年度内に行わなければならない。	今後、予算の補正は当該会計年度内に行います。
2	施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていないかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理すべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理	施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）

	<p>するとのことであつた。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。</p>	
<p>3</p>	<p>自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書の提出を令和4年8月に受け、その後に額の確定をして精算していた。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から決算審査や定期監査で言及してきたように、補助金のあり方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法の補助金として交付されている以上は、地方自治法及び小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて適正に執行する必要がある。</p>	<p>今後は、小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱に基づき、補助金対象事業等終了後一ヶ月以内に実績報告書を提出するよう、申請者である片浦地区自治会連合会長に依頼しました。</p>

小田原市監査委員公表第9号

令和4年10月26日付け監査第159号の監査結果に基づき小田原市曾我財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理すべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載すべきである。</p>	<p>施業場所、時期、面積、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>

2	<p>財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。</p> <p>所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っているとのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>当該組合との共有地については南足柄市の名寄帳が整理されていないため、登記簿謄本を取得し、疑義が指摘されていた土地について調査を行い、別紙のとおり整理しました。</p> <p>(別紙略)</p>
---	--	---